

第9章 その他の事項

(1) 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項

屋外広告物は景観を構成する要素の一つとして、景観形成に少なからず影響を与えます。

このため、良好な景観形成の方針に基づき、埼玉県屋外広告物条例を適切に運用するものとします。

また、必要に応じて、市独自の表示及び掲出物件の設置に関する行為の制限について検討します。

(2) 景観重要公共施設の整備に関する事項

景観形成を進める上で、道路、都市公園等の公共施設が地域の景観形成に影響を与えることから、その整備にあたっては、景観的な配慮を行うことが重要となります。

本市の特徴を活かした良好な景観形成を公共施設整備の面からも進めていくため、必要に応じて「景観重要公共施設」を指定し、景観的な配慮のもと整備・維持管理・更新を進めることとします。

なお、景観重要公共施設は、次の考え方に適合するものについて、今後、指定を検討します。

■ 指定の方針

○ 次の要件のいずれかに該当する公共施設

- 重点的・優先的な景観形成を進めることにより、市全体の良好な景観形成を促進する役割が期待される公共施設
- 多くの市民や来訪者の目に触れることで、本市の景観の魅力を伝えることのできる公共施設